

知多市優良工事施工業者表彰要領

令和2年11月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）について、特に優良な成績で完了させた建設業者を表彰することにより、工事の品質の確保及び施工技術の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要領において「建設業者」とは、市発注工事を元請負した者をいう。

(表彰の対象工事)

第3条 表彰の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、表彰の前年度（以下「対象年度」という。）に完了した市発注工事のうち、知多市建設工事成績評定実施要領に基づく成績評定（以下「成績評定」という。）を受け、その結果が80点以上であったものとする。

(表彰の対象者)

第4条 表彰の対象者（以下「対象者」という。）は、対象工事を施工した建設業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象年度から表彰の日までの間に、次の各号のいずれかに該当した者は、対象者としなない。

(1) 市から指名停止又は指名見合せの措置を受けていた者

(2) 施工した工事の成績評定の結果が、1件でも65点未満であった者

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象者としてふさわしくない行為等があったと認められる者

(表彰)

第5条 表彰は、対象者に感謝状を贈呈することにより行う。

2 表彰は、毎年度1回実施するものとする。

3 1の対象者が複数の対象工事を施工した場合は、対象工事ごとにそれぞれ表彰するものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。